

プレゼント付定期預金『‘とらきち’の贈りもの』

【定期預金の概要】

(2018年12月1日現在適応中)

項目	内容
① 商品名	●景品付き自動継続自由金利型1年定期預金
愛称	プレゼント付定期預金『‘とらきち’の贈りもの』
② 販売対象	●個人の方
③ 期間	●単利型 【定型方式】 1年 自動継続利払式のみのお取り扱いとします。
④ 預入方法	現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 ・証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・総合口座定期については、証券類でのお預け入れはできません。
預入金額	・500万円以上 500万円単位 ※ 500万円毎に景品が付与されます。単位未満でのお預け入れはできません。
⑤ 払戻方法	元金は満期日以降、利息とともにお支払いいたします。
⑥ 利息	
適用利率	・預入日に店頭に表示する『スーパー定期』の金利を適用します。 ・お預け入れの利率は満期日まで変わりません。
利息計算方法	1年を365日として日割で計算します。(付利単位は1円)
利払い頻度	満期日に一括してお支払いさせていただきます。
満期時利息の支払方法	ご指定の口座に自動入金致します。
期日後利息	満期日から解約日の前日までの日数について、解約日の普通預金利率で計算した利息をお支払いします。
税金	【個人の方】 預金利息から税金20.315% (国税15.315%、地方税5%) が徴収されます。
⑦ 手数料	ありません。
⑧ 付加できる 特約事項	●総合口座の取扱い 20歳以上の個人の方は総合口座にセットする(総合口座の担保定期とする)ことができます。 総合口座では以下の条件で自動融資をご利用いただけます。 【自動融資可能額】 スーパー定期・大口定期預金・期日指定定期預金・変動金利定期預金等の合計額の90%で1,000万円以内。 【貸越利率】 お預け入れ利率+0.50% ●マル優のお取扱い マル優はご利用いただけません。 ●通帳式のみのお取扱となります。(証書式のお取扱は出来ません。) ●テレホンバンキングサービスをご利用いただけます。 但し、優遇金利のお取扱いは致しません。

プレゼント付定期預金『‘とらきち’の贈りもの』

【定期預金の概要】

(2018年12月1日現在適応中)

項目	内容
⑨ 一部解約の取扱い	<p>本商品は、一部解約の取扱いはできません。</p>
⑩ 中途解約時の取扱い	<p>原則中途解約はできません。やむをえず中途解約される場合、当商品所定の期限前解約利率を適用します。</p> <p style="text-align: center;">期限前解約利率 . . . 解約日の普通預金利率</p> <p>【税金】 個人の方は、預金利息から税金20.315%（国税15.315%、地方税5%）が徴収されます。</p> <p>※当組合の定める残高基準日までに中途解約された場合は、解約日以降の、景品の受取権利は失効し、景品を受け取ることはできません。詳しくは「⑮景品」の記載を、ご確認ください。</p>
⑪ 継続時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日にプレゼント付定期預金「‘とらきち’の贈りもの」を販売している場合、満期日に店頭に表示する「スーパー定期」の募集金利でプレゼント付定期預金「‘とらきち’の贈りもの」に自動継続致します。 ※プレゼント付定期預金「‘とらきち’の贈りもの」の販売が行なわれていない場合には、満期日に店頭に表示する「スーパー定期」の募集金利にて「スーパー定期」として自動継続致します。 「スーパー定期」にて自動継続された場合、プレゼント付定期預金「‘とらきち’の贈りもの」の景品特典は付与されません。
⑫ その他定期預金の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険制度（1金融機関毎に預金者1人当たり決済性預金を除く元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）の対象商品です。 ・この預金は、『預金取引共通規定』および『景品付き自動継続自由金利型1年定期預金規定』によりお取扱い致します。
⑬ 金利情報の入手方法	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、または窓口にお問い合わせください。</p>

プレゼント付定期預金『‘とらきち’の贈りもの』

【定期預金の概要】

(2018年12月1日現在適応中)

項目	内容
<p>⑭ 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>■苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総合コールセンターにお申し出ください。</p> <p>【窓口：近畿産業信用組合 総合コールセンター】 0120-111-019 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後6時</p> <p>なお、苦情対応等手続については、別途リーフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.kinsan.co.jp/</p> <p>■紛争解決措置</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06-6364-7644） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で</p> <p>紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合総合コールセンター、大阪地区しんくみ苦情等相談所またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。</p> <p>さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：06-6941-1441 住所：〒540-0026 大阪市中央区本町2-3-9</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1</p>

プレゼント付定期預金『‘とらきち’の贈りもの』

【景品の概要】

(2018年12月1日現在適応中)

項目	内 容																																																																																		
⑮ 景品	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ金額500万円ごとに、年6回 年間合計12kg(1回あたり2Kg)の「お米」をプレゼント致します。 ・また、同一のお取引店で本商品のご契約残高が1,500万円以上となる場合、1,000万円を超える分に対する景品は、「お米」と「(株)JT Bの発行する旅行券(500万円につき10,000円分)」のいずれかを選択することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 1,000万円を超える預入時に指定が必要です。 ※ 取引店毎の契約残高を基準とします。複数店でのご契約残高が1,500万円以上となる場合は対象となりません。 ※ 「旅行券」を選択される場合、対象となる定期預金の口座は、「お米」の景品が付与される口座と別口座での取扱いとなり、同一口座で異なる景品の取扱いを行うことはできません。 																																																																																		
景品の提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品において提供する景品の【お米】に関しては、当組合が委託する以下の事業者より提供します。景品の品質・配送等に関する責任は、以下の事業者が負い、当組合は責任を負いません。 ・また、【旅行券】は、当組合よりお届けいたします。ただし、【旅行券】の使用に関するお問合せは、当組合では受付できません。下記の事業者へお問合せください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ ご契約に際して、お届け頂いている住所以外へお届けすることはできません。 ※ 景品は以下の通り、各事業者より提供されます。提供される景品の品質等に関する一切の責任は、各事業者が負うものとなり、当組合は責任を負いません。 <p style="text-align: center;"> 【お 米】 ㈱高島屋 法人事業部 (担当窓口：きんさん専用窓口) フリーダイヤル:0120-20-2882 (10:00~17:00土日、祝日、年末年始休業) </p> <p style="text-align: center;"> 【旅行券】 ㈱JTB (担当窓口：きんさん専用窓口) TEL:075-284-0145 (9:30~17:30土日、祝日、年末年始休業) </p>																																																																																		
景品発送時期	<ul style="list-style-type: none"> ・「お米」は当組合所定の残高基準日(※)に契約残高がある場合、下表の通り、「契約された月」から最初に訪れる偶数月を初回として、以降2ヶ月毎(年間6回)ご契約頂いている限り発送されます。 ・「お米」は偶数月の中旬から月末までに発送されます。 <ul style="list-style-type: none"> ※当組合所定の残高基準日は景品発送月の前月末日(奇数月の末日)と致します。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>ご契約された月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>景品発送月</td> <td colspan="2">6月</td> <td colspan="2">8月</td> <td colspan="2">10月</td> </tr> <tr> <td>ご契約された月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>景品発送月</td> <td colspan="2">12月</td> <td colspan="2">2月</td> <td colspan="2">4月</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・残高基準日まで中途解約され残高が無い場合は、解約日以降の景品の受取り権利は失効し、景品を受け取ることはできません。 ・1,500万円以上のご契約残高となる場合で、「旅行券」を選択された場合、「旅行券」は、ご契約時期に応じて、上記景品発送月の第6回目の発送月にお届けいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ※残高基準日についても、第6回目の基準日となります。 <p>【例】1,500万円のお預入を同月に全て契約された場合の景品発送</p> <p>■全て「お米」の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>翌年2月</td> <td>翌年4月</td> <td rowspan="3">合計</td> </tr> <tr> <td>1,500万円預入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▶</td> <td>満期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「お米」6kg</td> <td>「お米」6kg</td> <td>「お米」6kg</td> <td>「お米」6kg</td> <td>「お米」6kg</td> <td>「お米」6kg</td> <td>「お米」36kg</td> </tr> </table> <p>■2口「お米」、1口「旅行券」選択の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>翌年2月</td> <td>翌年4月</td> <td rowspan="3">合計</td> </tr> <tr> <td>1,500万円預入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▶</td> <td>満期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「お米」4kg</td> <td>「お米」4kg</td> <td>「お米」4kg</td> <td>「お米」4kg</td> <td>「お米」4kg</td> <td>「お米」4kg</td> <td>「お米」24kg</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「旅行券」1万円分</td> <td>「旅行券」1万円分</td> </tr> </table>	ご契約された月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	景品発送月	6月		8月		10月		ご契約された月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	景品発送月	12月		2月		4月		4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月	合計	1,500万円預入					▶	満期		「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」36kg	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月	合計	1,500万円預入					▶	満期		「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」24kg							「旅行券」1万円分	「旅行券」1万円分
ご契約された月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																													
景品発送月	6月		8月		10月																																																																														
ご契約された月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																													
景品発送月	12月		2月		4月																																																																														
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月	合計																																																																												
1,500万円預入					▶	満期																																																																													
	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg	「お米」6kg		「お米」36kg																																																																											
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	翌年4月	合計																																																																												
1,500万円預入					▶	満期																																																																													
	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg	「お米」4kg		「お米」24kg																																																																											
						「旅行券」1万円分	「旅行券」1万円分																																																																												

プレゼント付定期預金『‘とらきち’の贈りもの』

【その他の留意事項】

(2018年12月1日現在適応中)

項目	内容
<p>⑮ 景品</p> <p>権利の失効</p> <p>景品に関する税金の取扱い</p>	<p>・以下に記載する場合は、景品の受取権利が失効し、失効以降の景品は受け取ることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中途解約により、所定の残高基準日に残高がない場合。 ■ 破産、差押えなどにより、この預金が第三者に継承された場合。 ■ 預金者死亡により相続が発生する場合で、預金者が死亡した日より3ヶ月以内に、この預金を相続する方または相続手続のために遺言執行者などの法的権限により代理受領される方の氏名、住所、電話番号の届出をいただけない場合。この場合、預金者死亡日以降の全ての景品の受取権利が失効します。 ■ 転居先不明、ご連絡不能などにより、景品がお届けできず、景品発送時期の属する月の月末より、3ヶ月が経過した場合。なお、この場合、最初に景品のお届けができなくなったとき以降の景品の受取権利が失効します。 <p>・景品には所得税がかかりますが、本商品における景品提供にかかる所得税は当組合が負担し、ご契約者には税負担は発生いたしません。</p>
<p>⑯ その他</p>	<p>・この預金、景品の受取権利について、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>・景品内容は諸事情により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>万一、景品内容を変更する場合は、予め、店頭、契約者へのダイレクトメール等で通知のうえ、同等商品へ変更するものと致します。</p> <p>・景品の交換、換金、返品は、提供商品に瑕疵があるなどにより、販売会社に責任がある場合を除き、応じることはできません。</p>

近畿産業信用組合